

建築設備計画基準（改定）新旧表

| 頁 | 新<改定> | 旧<平成21年2月24日> |
|-----|---|---|
| 3 | <p>第1編 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>この基準は、建築設備の基本計画に関する標準的な手法を定め、「官庁施設の基本的性能基準」(平成25年3月29日 国営整第197号、国営設第134号)に定める性能の水準を確保することを目的とする。</p> | <p>第1編 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>この基準は、建築設備の基本計画に関する標準的な手法を定め、「官庁施設の基本的性能基準」(平成18年3月31日 国営整第156号、国営設第162号)に定める性能の水準を確保することを目的とする。</p> |
| 27 | <p>第2編 一般事項</p> <p>第2章 設備諸室</p> <p>第2節 設備諸室</p> <p>③ 主要な設備室の配置は、施設の用途及び地震、津波等による災害時の機能維持等について検討する。</p> | <p>第2編 一般事項</p> <p>第2章 設備諸室</p> <p>第2節 設備諸室</p> <p>③ 主要な設備室の配置は、施設の用途及び災害時の機能維持等について検討する。</p> |
| 45 | <p>第3編 電気設備計画</p> <p>第1章 電力設備</p> <p>第1節 基本事項</p> <p>(3) 災害時において施設利用者の安全確保のために必要な電力設備の機能を確保するよう計画する。</p> <p>また、施設の役割、業務内容等に応じて、ライフラインが途絶した場合においても必要となる電力設備の機能が確保されるよう計画する。</p> <p>なお、災害応急対策活動が必要な施設では、災害応急対策活動上必要な電力設備の機能を確保する。</p> <p>(6) 地下貯油槽、地中管路等は、不等沈下のおそれがある場合、必要に応じて被害を防止するよう計画する。</p> | <p>第3編 電気設備計画</p> <p>第1章 電力設備</p> <p>第1節 基本事項</p> <p>(3) 非常時においても施設利用者の安全及び避難誘導を考慮し、電力設備の必要な機能を確保する。</p> <p>なお、施設の役割、業務内容等に応じて、商用電源の途絶に対応する。また、災害時に被害の拡大を最小限にとどめられるよう、防災対策を計画する。</p> |
| 95 | <p>第2章 通信設備</p> <p>第1節 基本事項</p> <p>(3) 災害時において施設利用者の安全確保のために必要な通信設備の機能を確保するよう計画する。</p> <p>また、施設の用途、業務内容等に応じて、ライフラインが途絶した場合においても必要となる通信設備の機能が確保されるよう計画する。</p> <p>なお、災害応急対策活動が必要な施設では、災害応急対策活動上必要な通信設備の機能を確保する。</p> | <p>第2章 通信設備</p> <p>第1節 基本事項</p> <p>(3) 非常時においても施設利用者の安全及び避難誘導を考慮し、通信設備の必要な機能を確保する。</p> <p>なお、施設の用途、業務内容等に応じて、商用電源及び情報通信網の途絶に対応する。また、災害時に被害の拡大を最小限にとどめられるよう、防災対策を計画する。</p> |
| 115 | <p>第3章 設備諸室</p> <p>第1節 基本事項</p> <p>(3) 電気設備諸室は、施設の敷地条件、使用条件等に応じて、津波、洪水等により必要な電源及び通信網の途絶が起こらないよう対策を計画する。</p> | <p>第3章 設備諸室</p> <p>第1節 基本事項</p> <p>(3) 電気設備諸室は、施設の敷地条件、使用条件等に応じて、洪水、高潮等による電源及び通信網の途絶が起こらないよう対策を計画する。</p> |
| 133 | <p>第4編 機械設備計画</p> <p>第1章 空気調和設備</p> <p>第1節 基本事項</p> <p>(1) 空気調和設備は、建築基準法、消防法、エネルギーの使用の合理化に関する法律等の関連法令の定めるところにより、熱環境・室内環境、安全性及び環境保全性が図られるよう計画する。</p> <p>④ 施設の規模、用途等に応じて、災害等による被害の軽減を図るほか、ライフラインが途絶した場合においても必要となる空調設備の機能が確保されるよう計画する。</p> <p>なお、災害応急対策活動が必要な施設では、災害応急対策活動上必要な空調設備の機能を確保する。</p> <p>⑤ 適切な系統分けにより、計測、計量等が行えるものとする。</p> <p>(3) 設備容量・数量等は、実績データ及び概略計算により適切に算定する。</p> <p>(4) エネルギー源は、各エネルギーの供給事情を踏まえ、経済性、周辺環境保全のほか、施設の運用等を総合的に検討して選定する。</p> | <p>第4編 機械設備計画</p> <p>第1章 空気調和設備</p> <p>第1節 基本事項</p> <p>(1) 空気調和設備は、建築基準法、消防法、エネルギーの使用の合理化に関する法律等の関連法令の定めるところにより、熱環境・室内環境及び環境保全性が図られるよう計画する。</p> <p>④ 適切な系統分けにより、計測、計量等が行えるものとする。</p> <p>(3) 災害応急対策活動が必要な施設では、災害応急対策上必要な空調機能を確保する。</p> <p>(4) 設備容量・数量等は、実績データ及び概略計算により適切に算定する。</p> <p>(5) エネルギー源は、各エネルギーの供給事情を踏まえ、経済性、周辺環境保全のほか、施設の運用等を総合的に検討して選定する。</p> |
| 169 | <p>第2章 給排水衛生設備</p> <p>第1節 基本事項</p> <p>④ 施設の規模、用途等に応じて、災害等による被害の軽減を図るほか、ライフラインが途絶した場合においても必要となる給水・排水設備の機能が確保されるよう計画する。</p> <p>⑤ 適切な系統分けにより、計測、計量等が行えるものとする。</p> | <p>第2章 給排水衛生設備</p> <p>第1節 基本事項</p> <p>④ 適切な系統分けにより、計測、計量等が行えるものとする。</p> |
| 189 | <p>第3章 搬送設備</p> <p>第2節 エレベーター設備</p> <p>(4) エレベーターは、建築物の規模、用途等に応じて十分な耐震性能を確保するとともに、非常時の安全性及び早期の復旧を考慮して計画する。</p> <p>なお、高層建築物に設置するエレベーターにあつては、長時間にわたる長周期地震動の影響についても考慮して計画する。</p> | <p>第3章 搬送設備</p> <p>第2節 エレベーター設備</p> <p>(4) エレベーターは、十分な耐震性能を確保するとともに、非常時の安全性を考慮して計画する。</p> |
| 197 | <p>第4章 設備諸室</p> <p>第1節 基本事項</p> <p>(1) 設備スペースは、施設の位置、規模及び構造に応じて、将来計画を考慮のうえ機器を適正に配置する。</p> <p>(2) 設備諸室の配置は、津波、洪水等の浸水のおそれのある場合は、必要に応じて所要の設備後能を確保できるよう計画する。</p> <p>(3) 地中埋設物は、不等沈下のおそれがある場合は、必要に応じて被害を防止するよう計画する。</p> | <p>第4章 設備諸室</p> <p>第1節 基本事項</p> <p>設備スペースは、施設の位置、規模及び構造に応じて、将来計画を考慮のうえ機器を適正に配置する。</p> |
| 220 | <p>第9節 エレベーター設備</p> <p>エレベーターの昇降路寸法、ピット深さ、機械室高さ、オーバーヘッド等は、耐震性能の分類に応じて計画する。</p> | <p>第9節 エレベーター設備</p> <p>エレベーターの昇降路寸法、ピット深さ、機械室高さ、オーバーヘッド等は、JIS A 4301「エレベーターのかご及び昇降路の寸法」による。</p> |